

令和5年第2回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和5年3月7日(火)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言19時15分 閉会宣言19時39分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。無し
6. 遅刻者は次のとおりです。無し
7. 早退者は次のとおりです。無し
8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	熊谷雄二	生涯学習課参与	新輪誠一
生涯学習課主幹	藤森宏樹	学校教育総括主査	原田了
学校教育主査	熊谷駿佑		

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第9号	清里町臨時教員の採用に関する規則の一部を改正する規則
議案第10号	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済掛金取扱に関する基準の制定について
報告第1号	令和4年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」調査結果について

10. 議事の経過
別紙

第1回清里町教育委員会 議事録

令和5年3月7日(火)

議 長	<p>ただいまから、令和5年 第2回 清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、 福田委員 と 高見委員 を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第9号 清里町臨時教員の採用に関する規則の一部を改正する規則 を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第9号 清里町臨時教員の採用に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。</p> <p>改正理由につきましては、臨時教員を町が雇用する場合における、給料等の準用先を記載し、支払い根拠の明確化を図るものでございます。</p> <p>新旧対照表にてご説明しますので、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>表の右側が、改正前で、左側が改正後の規則でございます。改正部分にアンダーラインを引いてございます。</p> <p>第6条の、「臨時教員の給料等は」の次に「北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)の規定を準用し」を追加し、「任用者の年齢、経験等により」の次に「北海道費負担教諭と同様に」を加えます。</p> <p>附則で この規則は交付の日から施行致します。</p> <p>以上、提案理由の説明と致します。</p>
議 長	<p>これから質疑を行います。</p>
岸本教育長	<p>本規則は臨時教員として町が雇用する教員について定めるもの。</p> <p>教員は通常、道から配属され、給与等も道から支払われる。</p> <p>令和5年度の小学5年生の普通学級の人員が35名だが、道教委の基準では1クラスとなる。この学年は1年～4年まで36名以上在籍している2クラス編成だったため、町で1名教員を雇用し2クラスに分けることにする。そのために本規則を改正し道の教員と同じ待遇にするにあたり、条文の明確化を図った。</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 議案第9号 清里町臨時教員の採用に関する規則の一部を改正する規則 を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>

各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第9号 清里町臨時教員の採用に関する規則の一部を改正する規則 は、原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第3 議案第10号 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済掛金取扱に関する基準の制定について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第10号 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済掛金取扱に関する基準の制定について、提案理由の説明を致します。</p> <p>制定理由は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入推奨や、子育て支援及び「清里町立小中学校の事務負担軽減のため、保護者の負担額、町の負担額の割合を明記するものでございます。</p> <p>次のページの基準をご覧ください。</p> <p>第1条でこの基準の趣旨を定めます。</p> <p>第2条で保護者負担額として定める額を、10分の5と定めます。</p> <p>第3条で保護者負担額の徴収を定め、第1項で、法第29条第2項で定める、生活保護の要保護者、及び要保護に準ずる程度に困窮している者については、保護者負担額を徴収しないことを定め、第2項では、保護者から日本スポーツ振興センター災害給付制度への加入推奨、子育て支援及び小中学校の事務負担軽減のため、保護者負担額を徴収しないことを定め、第3項で前2項により徴収しない保護者負担額は、町が負担することと定めます。</p> <p>第4条で補足を定め、附則でこの基準は公布の日から施行することを定めます。</p> <p>以上、提案理由の説明と致します。</p>
議長	これから質疑を行います。
福田委員	掛金は如何程か
熊谷課長	一人当たり935円だが、今までも保護者からは徴収せず町が負担していた。明確な負担割合の明記がなかったため基準を制定したが、取り扱いはこれまでと変わらず、保護者から徴収はしない。
議長	<p>議案第2号 議案第10号 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済掛金取扱に関する基準の制定について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第10号 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済掛金取扱に関する基準の制定については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第4 報告第1号 令和4年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」調査結果について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、報告第1号 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要についてご説明いたします。</p> <p>本年度につきましては、町内小学校5年生38名と中学校2年生34名に対して調査を行っております。</p> <p>表の見方は、網掛けがかかっているところが、清里町の数値であり、数値の横にある矢印については、昨年との比較となっています。</p> <p>まず体格ですが、身長は小中ともに男子が全国平均を下回り、女子が上回っています。また、体重については中学男子は、全国平均を下回っておりますが、小学男女、中学女子は、全国平均を上回っており、中学女子を除き、肥満傾向の割合が全国平均よりも高くなっています。</p> <p>体力につきましては、小中男女すべてが全国平均を下回っている結果がでています。</p> <p>運動習慣については、運動が好き・やや好きと答えた割合が、小中男子が全国を上回っているのに対し、小中女子ともに下回っていますが、体育の授業は楽しいとの回答については、ほぼ全国平均を上回っています。</p> <p>運動習慣の結果をみますと、小学校においては体育の授業等で工夫・改善を行ったことにより、男女ともに運動のコツやポイントをわかりやすく教えてもらえるから、体育の授業が楽しいと回答した児童の割合が高かったと考えられます。</p> <p>中学校においても、体育授業の工夫・改善を行ったことにより保健体育の授業が楽しいと回答した生徒の割合が、全国・全道の平均を上回ったと考えられます。</p> <p>学校のみならず、徒歩通学や外遊びの奨励、規則正しい生活習慣と運動習慣を定着させることが必要であると考えております。</p> <p>2枚目につきましては、この表の右下の方に各小学校、中学校の分析があります。</p> <p>先ほど申しあげました体育事業の工夫等により全国・全道の割合を上回ったと分析しています。</p> <p>中学校においても、同様に体育授業の工夫等によりまして改善が図られ、体育の授業が楽しいと回答した生徒の割合が全国攻撃点等を上回ったと考えております。</p> <p>その表の下には清里町の体力の向上策ということで、「休み時間等を活用した体力づくりの推進」、また「徒歩通学」、「外遊びの奨励」、「スポ</p>

	<p>ーツ少年団加入の推奨」、「町内各スポーツ大会への参加奨励」、「体力向上運動器具の整備」、「新体力テスト指導改善研修」、「冬季スポーツ実技研修などの教員研修等の実施」、といったことが向上策として考えております。</p> <p>次のページ以降が平成 27 年度から令和 4 年度における比較となっています。</p> <p>実線で書かれているのが清里町、幅の狭い細かい点線が全道、大きいのが全国となっています。また次のページの生活習慣の推移も同じように、平成 27 年度から令和 4 年度までの推移が記載されています。</p> <p>最後のページ、中段に年差はありますが、「運動が好き」、「運動は大切だと思う」、「自主的に運動したい」、「体力向上の目標を立てている」、「事業のタイプの事業が楽しい」等の項目で、ほぼ全国平均か以上の数値で推移をしています。このことから、運動に取り組む意欲や意識が向上してきたことがうかがえるという調査結果となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
宇都宮委員	<p>体育の事業が楽しいと回答したパーセンテージが突出しており、すばらしい結果といえる。</p> <p>肥満傾向は毎年高めか。</p>
熊谷課長	小学校は昨年と比較すると若干上がっている。中学校の男子は肥満傾向が下がっている。女子も下がっている。
宇都宮委員	7 番の「平日に 3 時間以上視聴する」とは
岸本教育長	<p>テレビやインターネットを指している。</p> <p>また、今回の結果を踏まえて体育授業は改善を図ってきている。</p> <p>それ以外では、部活動、少年団で活動している児童・生徒以外の児童・生徒は中々運動の機会がないため、運動を続けられる環境を整備していないとならない。</p>
議 長	<p>報告第 1 号 令和 4 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」調査結果について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、報告第 1 号 令和 4 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」調査結果については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>本委員会に付された案件は、以上で終了いたしました。</p> <p>これで、本日の委員会を閉会いたします。</p>